

指定管理者の指定について（港区立介護予防総合センター）

本案は、介護予防総合センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立介護予防総合センター	港区芝浦一丁目16番1号

○指定管理者 中央区新川一丁目21番2号  
セントラルスポーツ株式会社

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

【現在の指定管理者】

セントラルスポーツ株式会社